

## ★年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。支給要件に該当しない場合には支給されません。

受取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

### 【対象となる方】

○老齢基礎年金を受給している方（以下の要件をすべて満たしている必要があります）

- ・ 65 歳以上である
- ・ 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ・ 年金収入額とその他所得額の合計が約 88 万円以下である

○障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方（以下の要件を満たしている必要があります）

- ・ 前年の所得額が約 472 万円以下である

### 【請求手続き】

①新たに年金生活者支援給付金の支給対象となる方

対象になる方には、日本年金機構から請求可能である旨のお知らせを送付します。

同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入のうえ、提出してください。

②これから基礎年金を請求する方

基礎年金の請求手続きとあわせてお近くの**年金事務所**で手続きをしてください。

※ご不明な点は、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へ問い合わせください。

『給付金専用ダイヤル』 ☎ 0570-05-4092（ナビダイヤル）

### 《 浜田年金事務所 出張年金相談 》

相談日 **10月8日(火)・22日(火)**

相談場所 市立市民学習センター 104 研修室

相談時間 10:00 ～ 15:30

☆**要予約** 相談日の 1 か月前から受付

※定員に達した時点で受付は終了します。

予約の際は、お手元に基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

### 《 浜田年金事務所 手話による年金相談 》

相談日 **10月24日(木)**

相談場所 浜田年金事務所

相談時間 13:00 ～ 16:00

☆**要予約** 10月16日(火)までに予約

予約方法 電話または FAX ※代理可

（記載事項：住所、氏名、FAX 番号、相談内容、相談希望時間）



【年金相談の予約・問い合わせ先】浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 FAX 0855-23-0442

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類（基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに記載されています）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）などをお持ちください。代理の方の場合は、委任状と代理の方の本人確認ができる書類が必要です。

※浜田年金事務所でも相談する場合も、電話での予約が必要です。

## 10月は里親月間です

## 里親になりませんか



さまざまな事情により家族と一緒に生活できない子どもたちがいます。里親とは、こうした子どもを自分の家に迎え入れ、家庭的な環境の中で愛情を込めて養育してくださる方です。

子どもが好きで、愛情と熱意を持って、真心を込めて養育してくださる方を求めています。長期の養育だけでなく、月に 1 ～ 2 回程度、土日や長期休み中に数日間といった短期間の家庭生活体験をさせてくださる方も求めています。

里親になるためには特別な資格は必要ありませんが、必要な研修を受講すること、里親を希望する方とその同居人が欠格事項に該当しないこと、経済的に困窮していないことが必要です。

【問い合わせ先】益田児童相談所 ☎ 22-0083